

特定指導法人の自律的運営に向けた基本方針の概要

行政改革ICT推進課

1 見直しの背景

県では、県政運営との関係が深い「特定指導法人(R 4 現在28法人)」について、これまで行政改革推進委員会や議会検討会からの提言を踏まえた基本方針に基づき見直しを進め、一定の成果を得た。

一方、現行方針の策定以降、公益法人制度改革や県民ニーズの多様化など、法人を取り巻く環境は大きく変化していることから、法人のあり方や県関与の**方針を見直し、転換する必要**が生じた。

外郭団体の
見直し方針
(H10)

特定指導法人の
見直し
基本指針・
同改定版
(H20・22)

・団体の統廃合
30団体→24団体

・団体の統廃合
31団体→28団体
県職員派遣
123名→49名
・事業見直し・
事務効率化
3公社の管理
部門の統合 等

2 見直し検討の経過（特定指導法人等専門部会）

専門的な視点から社会情勢の変化を踏まえた現方針の見直し・各特定指導法人の取り組むべき課題や県関与のあり方についての検討を行うため、令和3年9月行政改革推進委員会に設置。2年間にわたり計8回開催され法人等ヒアリングや方針改定に係る討議が行われた。

部会の検討結果として、令和4年12月の行政改革推進委員会において、「**特定指導法人の今後のあり方に係る検討報告書**」が県に提出された。

3 検討報告書のポイント（詳細は別紙1）

- 現方針の取組は概ね順調、実現されていない一部項目について再検討の結果、引き続き検討を要すると判断
- 概ね自立的な運営を行っている法人以外は引き続き指導対象とする
- 社会情勢を踏まえた今後取り組むべき課題を全法人に提示
- 法人の自律的な改革・改善の仕組として「**運営評価制度**」の導入を提言（**他律的な見直しから、自発的・自律的な見直しへの転換**）

4 「特定指導法人の自律的運営に向けた基本方針」について

検討報告書を踏まえ、新たな県の基本方針「特定指導法人の自律的運営に向けた基本方針」を作成した。ポイントは以下のとおり。

- 現行方針から引き続いて検討を行う、個別法人に係る取組項目を「**継続検討項目**」として位置づけ
- 現行方針の策定当時と比して**県の関与の度合いが低下し、概ね自立的な運営を行っている4法人を除いた法人について、新基本方針の対象とする（28法人→24法人）**
- 法人のガバナンス強化、県と法人のパートナーシップ向上のため「**運営評価制度**」を導入（詳細は別紙2）

(1) 県の取組内容

①統括部門（行政改革ICT推進課）

- ・運営評価制度の構築・改善 ・外部有識者の活用 ・情報公開の推進
- ・指導支援体制の充実（連絡調整会議の実施等）

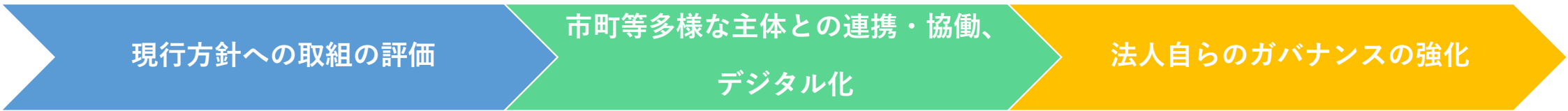
②所管部局

- ・県関与の見直しの推進（県職員派遣見直し・財政支出等の適正化）
- ・運営評価の実施（法人の実態把握、法人の役割の明示等）

(2) 法人への要請事項

- ・運営評価制度の導入 ・情報公開の徹底（運営評価の結果等）
- ・県民サービスの向上（有用なデジタル技術の積極的な活用等）

※継続検討項目については、各年度の運営評価において報告を行う。



(1) 現行方針における取組の進捗評価
概ね順調に推移
(全87項目:達成29項目、順調に推移49項目、
継続検討・判定保留項目 9項目)

法人・所管部局のヒアリングを実施

(2) 継続検討・判定保留項目について
引き続き検討を要する項目を提示

- ① (公財) 栃木県環境保全公社
「エコグリーンとちぎ」稼働後の業務検証、
組織のあり方の検討
- ② (公財) 栃木県臓器移植推進協会
他団体との統合等による体制整備
- ③ (公財) 栃木県産業振興センター、(株)
とちぎ産業交流センター
両センターの統合
- ④ (公財) 栃木県スポーツ協会
今市青少年スポーツセンターのあり方検討

(3) 個別法人の評価等について
全法人に対し、現行方針への取組
評価、今後取り組むべき課題を提示

「新たな視点や発想による未来志向の行財政
改革」の実現に向け、
○多様な主体との連携・協働の推進
○デジタル技術の活用 を特に考慮して検討

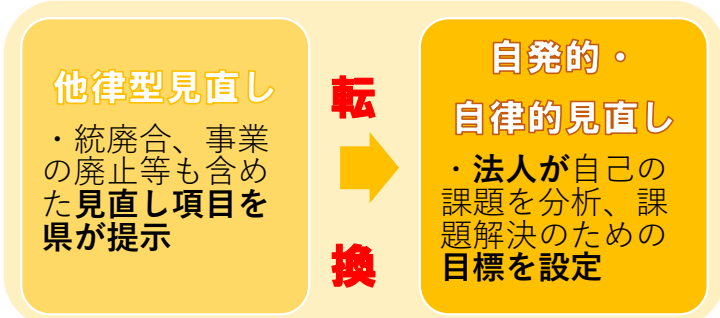
〈提示された課題の例〉
・技術者の少ない市町への支援
・デジタル技術を活用した新たな事業展開
・技術の継承

概ね自立的な運営を行っている4法人
【(公財) 栃木県育英会、(福) とちぎ健康福祉協
会、(公財) 栃木県保健衛生事業団、(公社) とち
ぎ環境・みどり推進機構】を除く24法人につ
いて引き続き指導の対象とすることが適当

必要な場合においては、引き続き統廃合も含
めた組織のあり方について検討が必要

(4) 法人・県双方への改革・改善に向
けた提言

運営評価制度(仮称)の導入を提言
従来の法人の見直しの**基本的な姿勢を転換**
し、法人における自律的で効果的な経営のため
の不断の改革・改善につなげるとともに、県民
へより分かりやすい情報公開を行うための仕組
みとして同制度の導入を提言



その他、法人・所管部局・統括部門（行I課）
それぞれに向けた取組内容を提示、実施を要請
(人的支援・財政支出等の県関与のあり方に関す
る社会経済状況等を踏まえた見直しの推進)

新たに導入する運営評価制度の概要

法人が、自ら担う役割を踏まえた経営目標を設定し、PDCAサイクルによる評価と改善に取り組むことで、法人と県施策との連携・協働を推進。県民への法人の使命・役割の見える化を行い、県民サービスの向上につなげる。

